共 産 党 再 要 望 項 目 一 覧

平成26年度6月補正分

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
1 火災から障がい者を守るため、グループホーム等の社	社会福祉施設等の施設整備については、国の補助事業(負担割合:国1/2、県1/4、事業者1/
会福祉施設などへのスプリンクラー設置を推進するため	4)を活用して実施しているが、今回、事業者負担が1/8になるよう嵩上げ補助を行うこととした。
に、「鳥取県グループホームスプリンクラー等設置促進	また、国の補助事業の対象にならない或いはスプリンクラーの設置が難しいグループホームに対して
事業」の新設が計画され、事業所負担の軽減がはかられ	は、簡易型スプリンクラーの設置に1/2の補助を行うこととした。
ることは歓迎するものです。同時に、それでも、実際の	いずれも、スプリンクラー等の設置によりグループホームの安全性を高めることを目的に、県単独
事業所負担金が、スプリンクラーで平均90万円、簡易	事業として行うこととしたものであり、更なる嵩上げ補助や無利子の資金制度の創設は考えていな
型スプリンクラーで平均30万円(設計費は別に10万	l Vo
円かかる)とのことで、とりわけ小規模の事業所にとっ	
ては負担が重いことが予想されます。更なる補助嵩上げ、	
あるいは無利子の資金制度の創設を検討されるよう要望	
します。	
2 高齢者等対象の小規模デイサービスの場合も、上記と	認知症対応型通所介護事業所及び小規模型通所介護事業所は、グループホームと異なり要介護者等
同様の支援制度を創設するよう要望します。	の住居の用に供されるものではなく、専ら日中活動のみに利用される施設であるため、スプリンクラ
	一設置に対する助成は考えていない。